三　法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人　中間期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）

イ　中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）

ロ　外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書

四　法第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人　中間期間に係る収入金額及び所得に関する計算書並びに中間期間終了の日における貸借対照表及び中間期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。）

（法第七十二条の二十六第十項の方法）

第四条の七の二　法第七十二条の二十六第十項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第五条の二の二　法第七十二条の三十二の二第一項後段に規定する総務省令で定める書類は、法第七十二条の三十二第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

［２～４　略］

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第五条の二の三　［略］

２　政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一　略］

二　法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

［三　略］

（法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知）

第五条の三　法第七十二条の三十九の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

［二～四　略］

［２・３　略］

三　法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人　当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）

イ　当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）

ロ　外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

四　法第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人　当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。）

（法第七十二条の二十六第十項及び第十一項の方法）

第四条の七の二　法第七十二条の二十六第十項及び第十一項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第五条の二の二　法第七十二条の三十二の二第一項後段に規定する総務省令で定める書類は、法第七十二条の三十二第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

［２～４　同上］

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第五条の二の三　［同上］

２　［同上］

［一　同上］

二　法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。）との間の相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

［三　同上］

（法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知）

第五条の三　［同上］

一　租税条約（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条及び第五条の五において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

［二～四　同上］

［２・３　同上］